

# 運 営 規 程

済生会ケアハウス姫原



# ケアハウス姫原運営規程

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人<sup>財団</sup>済生会支部愛媛県済生会の経営する軽費老人ホーム「ケアハウス姫原」(以下「施設」という。)の運営について必要な事項を定め、業務の適正かつ円滑な執行と入居者の生活の安定を図ることを目的とする。

## (運営方針)

第2条 施設の運営にあたっては、老人福祉法の基本理念に基づき、高齢者が生きがいを持てる健全で自立した生活を維持できるよう援助し、社会の一員として生活できるよう配慮するものとする。

## (処遇方針)

第3条 施設は、入居者の生活相談に応ずるほか入浴、食事の提供、緊急時の対応機能を備え、また、入居者の虚弱化の進行に対してはホームヘルパー派遣等の在宅福祉サービスの導入により対応するものとする。

2 入居者の処遇にあたっては、老人福祉法の理念に基づき、入居者が明るく快適な日常生活を営むことができるよう配慮し、外出行事、茶話会、誕生会等の行事や料理教室、押し花等のクラブ活動も実施し、余暇活動の援助を行うものとする。

3 職員は、入居者から生活上の問題についての相談を受けた場合には誠意を持って対応し、適切な助言を行い必要に応じて行政や在宅福祉等との十分な連携を図り、積極的に援助を行うものとする。

4 入居者に対して、毎日栄養士の献立による栄養バランスを考慮した高齢者の健康に適した食事を提供するものとする。

## (生活介護)

第4条 入居者に対する日常生活の介護は、原則として実施しないものとする。

2 入居者が入居後において心身の故障等により一時的に日常生活を自力で送ることができない場合、または、病気等で介護が必要になった場合は、訪問介護等の在宅介護サービスを利用できるよう連絡調整等必要な措置を講じるものとする。この場合、所要の費用については入居者の自己負担とする。

## (保健衛生)

第5条 施設は、入居者の定期健康診断を年1回以上実施し、その記録を保存する等日常における健康管理に配慮するものとする。

2 入居者の健康保持にあたっては、特に老人特有の疾病の予防に努めるものとする。

3 入居者に対し、随時保健衛生知識の普及指導を行うものとする。

(定員)

第6条 施設の定員は30名とする。

(入居の条件)

第7条 施設に入居できる者は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 年齢は60歳以上の者。(ただし、その者の配偶者、三親等内の親族その他特別な事情により当該者と共に入居させることが必要と認められる者を除く)
- (2) 自炊ができない程度の身体機能の低下等が認められ、または高齢等のため独立して生活するには不安が認められる者で、家族による援助を受けることが困難な者。
- (3) 日常生活における趣味・嗜好品等の準備および管理は自分で行うことができる者。
- (4) 問題行動を伴わない者で共同生活に適応できる者。
- (5) 生活費に充てることのできる資産、所得、仕送り等があり、所定の利用料の支払いができる者。
- (6) 確実な保証能力を有する身元保証人が立てられる者。

(職員の構成)

第8条 施設に次の職員を置く。

施設長	常勤兼務1名以上
事務員	1名以上
生活相談員	1名以上
介護員	常勤換算1名以上
栄養士	1名以上
調理員	実情に応じた適当数

(職務)

第9条 職員の職務は次のとおりとする。

- (1) 施設長は、所属職員を指揮監督し、施設の業務を総括する。
- (2) 事務員は、ケアハウス事業の会計及び庶務を行う。
- (3) 生活相談員は、入居者の生活の相談及び助言等を行う。
- (4) 介護員は、生活相談員を補佐する。
- (5) 管理栄養士は、給食献立、栄養管理等給食業務全般並びに入居者の食事指導に従事する。

(入居の申込)

第10条 施設への入居申し込みに必要な書類は次のとおりとする。

- (1) 入居申込書(様式1)
- (2) 住民票
- (3) 収入申告書(様式2)

- (4) 課税（所得）証明書
- (5) 納税証明書
- (6) 健康診断書（様式3）
- (7) その他必要な書類

（事前調査）

第 11 条 生活相談員は、入居希望者に対し、本人及び身元保証人との面接を行い、本人の生活状況、家庭環境及び健康状態を把握するものとする。

- 2 入居の可否については、判定会議（第 12 条）で決定し、その結果について本人に通知するものとする。

（判定会議）

第 12 条 判定会議は、施設長、生活相談員、介護支援専門員、介護福祉士、栄養士、看護師等の職員をもって構成し、入居契約又は契約の解除にかかわる判定を行うものとする。

（入居契約）

第 13 条 施設長は、別に定める「入居契約書」により入居を承諾した者との契約締結において施設を利用させるものとする。

- 2 施設長は契約締結に際し、契約書の内容、施設の日課及び守るべき心得等を契約の相手方に説明して、十分理解を得るとともに不安感を除き、安心と信頼感を持たせるよう努めなければならない。

（体験入居）

第 14 条 施設長は、入居を希望する者に対し、施設での生活を体験できる機会を設けるものとする。

- 2 体験入居の費用については、別紙「利用料規程」に定めるものとする。

（死亡）

第 15 条 施設長は、入居者が死亡した時は、家族及び身元保証人に連絡する等必要な措置を速やかに講じるものとする。

（契約の解除）

第 16 条 施設長は、入居者が次の各号のいずれかに該当する時は入居を取り消し、契約を解除することができる。

- (1) 不正または偽りの手段により入居の承認を受けたとき。
- (2) 介護保険法における要介護認定が要支援または自立以外の者で、判定会議において施設での生活が困難と認められたとき。
- (3) 入居にかかる費用を 2 ヶ月以上滞納したとき。

- (4) 事務費（サービスの提供に関する費用）の減額の申請に当たって虚偽の届出を行った場合。
  - (5) 入居についての契約内容を履行しなかったとき。
  - (6) 許可を得ないで、居室または共用施設の改造・模様替えを行ったとき。また、原状回復しないとき。（原状回復とは入居者の故意・過失、善管注意義務違反、その他通常の使用を超えるような使用による損耗・毀損を復旧すること）
  - (7) 共同生活の秩序を乱し、他の利用者に迷惑をかけるようになったとき。
  - (8) 前各号の他、施設での生活が困難と認められるとき。
- 2 施設長は、本契約を解除しようとするときは、1ヶ月以上の予告期間を置き、契約の相手方に対し通知しなければならない。

（退居の手続）

第 17 条 施設長は、入居者が退居をしようとする時は、退居予定日の 1ヶ月前までに退居届（様式 4）を提出させるものとする。

（収入申告）

第 18 条 施設長は、毎年 6 月 15 日までに入居者に対し前年の収入について「収入申告書」（様式 2）を提出させるものとする。

- 2 施設長は、提出された収入申告書をもとに翌月以降の入居者の事務費（サービスの提供に関する費用）を決定し、入居者に対し、報告するものとする。

（身元変更の届出）

第 19 条 施設長は、入居者が、身上に関する重要な事項に変更が生じた場合は、速やかにその旨を届け出させなければならない。

（外泊・外出・食止め）

第 20 条 施設長は、入居者が、外泊または外出（食止め）しようとする時は、その都度、外出先、用件及び帰着予定日時を届け出させなければならない。

- 2 入居者は、施設へ帰着した時は、職員に報告させるものとする。

（非常災害対策）

第 21 条 施設長は、火災または地震その他の災害に備えて具体的な災害対策マニュアルを定め、必要な設備を設けるとともに、具体的な防災、避難計画を立て、入居者も参加した訓練を年 2 回以上実施するものとし、施設の点検整備、避難、救出訓練等を実施する。

- 一 消火、避難警報その他防火に関する設備、及び火災発生の恐れのある箇所の定期点検。
- 二 地域住民や関係機関等を交え、所轄消防署との連携及び避難、救出訓練等の実施。
- 三 前各号に掲げる事項の実施については、施設が定める。

(利用料等)

第 22 条 利用料は、松山市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則に基づき、別紙「利用料規程」により定めるものとする。

- 2 11 月から 3 月までの間に限り、松山市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則に基づく冬期加算を徴収することができるものとする。
- 3 生活費については、外泊・食止め等により食事を取らなかった入居者に対し、生活費の一部を返還する等必要な措置を講じるものとする。
- 4 特別なサービスに要する費用は、その実費を利用者の負担とすることができる。
- 5 預り金の管理については行わないこととする。

(秘密の保持)

第 23 条 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を他に漏らしてはならない。

- 2 施設は、職員であった者が、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らす事のないよう、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を職員との雇用契約の内容とする。
- 3 施設は、利用者の個人情報を用いる場合は、利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、予め文書により得るものとする。
- 4 利用者又はその家族の個人情報の取扱いに関しては、個人情報保護法に基づき適切に取扱うものとする。

(苦情処理)

第 24 条 施設は、利用者からの苦情や相談に迅速かつ適切に対応するため、苦情相談窓口の設置その他必要な措置を講じるものとする。

(事故発生の防止及び発生時の対応) (安全管理体制)

第 25 条 施設は、事故発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。

- (1) 事故が発生した場合の対応、事故発生防止のための指針を整備し、定期的に委員会を行うこととする。
  - (2) 施設は、事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備することとする。
  - (3) 施設長を安全対策管理者とすることとする。また別に安全対策担当者を配置することとする。
  - (4) 事故発生防止のための委員会(随時)及び従業者に対する研修を定期的(年 2 回)に行うこととする。
- 2 施設は、利用者に対するサービスの提供において事故が発生した場合は、前項のマニュアルに基づいて、直ちに管理者の責任において必要な措置を採るとともに、利用者の家族

等に連絡しなければならない。死亡事故その他重大な事故については、遅滞なくその概要を県及び利用者の住所のある市町村に報告することとする。

3 事故が発生した場合は、管理者はその原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じなければならない。事故に至らない出来事（インシデント）についても、同様とする。

4 施設は、前項の事故状況及び事故に際して採った措置について記録するものとする。

5 施設は、利用者に対するサービスの提供の際、施設の責に帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合は、天災地異等不可抗力による場合を除き、損害賠償を速やかに行うものとする。但し、当該事故の発生につき、利用者の側に重過失がある場合は、損害賠償の額を減じることができる。

（会計の区分等）

第 26 条 施設の会計は、本会のその他の事業会計と区分するものとする。

2 施設の経理は、本会経理規程の定めるところによる。

（記録整備）

第 27 条 施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

（身体拘束及び虐待防止に向けた体制等について）

第 28 条 施設は、サービス提供するに当って、入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等は行わない。また、身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

2 施設は、虐待発生の防止に向け、本条各号に定める事項を実施するものとする。

一 施設は、虐待防止検討委員会を設ける。その責任者は生活相談員とする。

二 虐待防止検討委員会は、職員への研修の内容、虐待防止のための指針策定、虐待等の相談・報告体制、虐待を把握した際の通報、虐待発生時の再発防止策の検討等を行う。なお、本虐待防止検討委員会は、場合により他の委員会と一体的に行うほか、テレビ会議システム等を用いて実施する。

三 職員は、年 2 回以上、虐待発生の防止に向けた研修を受講する。

四 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、責任者は速やかに市町村等関係者に報告を行い、事実確認のために協力する。また、当該事案の発生の原因と再発防止策について、速やかに虐待防止検討委員会にて協議し、その内容について、職員に周知するとともに、市町村等関係者に報告を行い、再発防止に努める。

（居室の変更）

第 29 条 施設長は、入居者が次の各号のいずれかに該当する時は、居室を変更するものとする。

(1) 二人部屋の利用者のいずれか一方が死亡等により 1 人となったとき。

(2) 入居者の身体機能の低下等のため、居室を変更することが適当と認められたとき。

(3) 前各号のほか、本人が希望し、かつ施設が居室の変更が必要と認めるとき。

(入居者留意事項の配布)

第 30 条 施設は、円滑な施設運営を期するため、別に定める留意事項を入居者に配布し、その趣旨を十分に周知徹底するものとする。

(感染症や災害への対応力強化)

第 31 条 施設は、感染症対策強化として、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する感染委員会を3ヶ月に1回以上実施し、指針の整備、感染症に関する研修の実施、訓練（シミュレーション）についても、適宜、行うこととする。

2 施設は、災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが提供できるよう、業務継続に向けた計画等の策定を行い、職員に周知するとともに、研修の実施、訓練（シミュレーション）について、適宜、行うこととする。

3 施設は訓練の実施にあたっては、防災協定を締結している姫原町内会の参加協力が得られるよう連携に努める。

(ハラスメント対策)

第 32 条 施設は、ハラスメント対策として以下の措置を講ずる。

- 一 施設におけるハラスメントの内容及び施設におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、そのことについて周知徹底する。
- 二 施設は、ハラスメントに対応する担当者を定め、相談への対応のための窓口として職員へ周知する。
- 三 利用者又はその家族等からのハラスメント対策として、ハラスメント対策マニュアルを策定し、防止に努める。

(緊急時等の対応方法)

第 33 条 施設は、サービス提供を行っているときに、入居者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、施設の医師及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関との連携方法その他の緊急時における対応方法を定めておくものとする。

2 施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行うものとする。

(掲示及び広告)

第 34 条 施設は、施設内の見やすい場所に運営規程の概要、従業者の勤務体制、協力医療機関、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項及び苦情の受付に関する事項を掲示しなければならない。

2 施設は、指定軽費老人ホームについて広告を掲載する場合は、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

3 施設は、重要事項を記載した書面を施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自

由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

4 施設は原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

(協力医療機関)

第 35 条 施設は、入院治療を必要とする入居者の為に、予め協力医療機関を定めるものとし、入居者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるものとする。

一 入居者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

二 施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

三 入居者の病状が急変した場合等において、施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入居者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

2 施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入居者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、松山市に届け出るものとする。

3 施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めるものとする。

4 施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うものとする。

5 施設は、入居者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入居者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び施設に速やかに入所させることができるように努めるものとする。

(入居者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第 36 条 施設は、施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、施設における入居者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催しなければならない。

附則 この規程は、平成10年12月14日から施行する。

この規程は、平成12年12月1日から施行する。

この規程は、平成13年5月1日から施行する。

この規程は、平成16年6月1日から施行する。

この規程は、平成17年5月1日から施行する。

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

この規程は、平成20年12月1日から施行する。

この規程は、平成21年12月1日から施行する。

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

この規程は、平成28年3月1日から施行する。

この規程は、平成28年11月1日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。